

保健衛生関係事務事業の取扱いについて

保健衛生関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 14 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-6	保健衛生関係事務事業の取扱いについて
<p>1 両町における既存の診療所は、高齢者の身近な医療機関として、現行のまま新町に引き継ぐ。 なお、長谷地区への開業医の誘致については、引き続き努力するものとする。</p> <p>2 墓地の設置及び管理については、新町発足後、速やかに大河内町の例により条例等を整備する。 なお、新町発足後における共同墓地整備事業（補助制度）の適用及び補助金の額については、新町発足後、速やかに調整する。</p>		